

J R 東海労申第 1 6 号
2 0 2 5 年 1 2 月 2 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

組合員の運転士・車掌業務不適格とした医学適正に関する申し入れ

大阪第二運輸所の組合員が急遽、目の点眼治療をしていることで運転士・車掌の乗務不適格を告げられた。

組合員は、これまで4年前から定期健康診断で目の治療中を申告していた。しかし、今年8月に会社からJ R セントラル病院での検査を指示された。

受診後、何の問題もなく乗務を続けていたが、9月22日の深夜、松下指導科長から、「セントラル病院での検査結果、乗務員不適格との結果が来た。」と自宅へ連絡があった。以降、日勤となり9月30日に再び、産業医から何ら具体的な検査結果の開示や、説明も一切なく、ただ単に産業医の判断で、乗務不適とされた。

この一連の対応は、まさにJ R 東海労組合員を職場から放逐するための疑念が残る判断である。よって、早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 今回、当該の組合員を運転士・車掌共に乗務不適格とした根拠と判断について、具体的に数値等を開示し明らかにすること。
2. 車掌乗務不適格に関して、緑内障治療が適用される根拠を明らかにすること。
3. 今回、当該組合員は、4年前から社内の定期健康診断で点眼治療を申告し、何ら問題は発生してこなかった。しかし、退職までに約半年を残した9月22日、会社は急遽、乗務不適格を通告したが、この4年間、検査の指示をしてこなかった理由と、急遽、8月に検査指示した根拠を明らかにすること。
4. 当該組合員は、会社の指示で8月21日、J R セントラル病院で目の検査を行いその後、不適格と判断される約1ヶ月間、乗務を続けていた。今回、運転士

、車掌の両方とも不適合となる重要な検査にもかかわらず、検査終了後から9月21日の判定結果の通知まで約1ヶ月も時間がかかった理由を具体的に明らかにすること。

5. 当該組合員は、現在も視力は何の問題もなく健康被害は発生していない。9月30日の産業医との面談でも、具体的な検査結果を産業医に質問したが、ただ単に「産業医の判断だ」を繰り返すのみで、納得出来る説明はない。運転士、車掌を不適合とした理由と具体的結果を数値化して、本人に丁寧な説明すること。

6. 以上の申し入れに対して誠実に回答する共に、具体的数値結果を当該組合員に明らかにしない限り、JR東海労組合員を職場から排除する恣意的な判断であるとする。会社の見解を明らかにすること。

以 上